

## 認知症高齢者の日常的金銭管理をめぐる課題 —電子マネーの活用を解決の一助に—

調査部

副主任研究員 岡元真希子

2023年4月5日

No.2023-001

- 日常的金銭管理が難しい在宅高齢者は390万人、うち30万人は子がおらず、親族による支援には期待できないと考えられる。
- 既存の支援のうち、成年後見制度は日常的金銭管理だけのためには使いづらい。民間サービスは信頼性や実効性に課題がある。最も使いやすい日常生活自立支援事業は待機者が生じている。生活費として現金を授受する際に煩雑な手順と事務が生じており、不正のリスクもある。
- 人員増強に限界があるなか、より使いやすい日常的金銭管理支援を構築するためには、キャッシュレス化を推進すべきだ。支援者が現金を手渡す代わりに、電子マネーをチャージし、計画的にお金を使うことを支援する。高頻度で少額ずつ渡すことができるほか、記録が残るため、生活の質を高めるためのお金の使い方を考える、といった支援もしやすくなる。
- キャッシュレス化することでサポートする側の事務負担とリスクを軽減し、貴重な人的資源は、何にお金をかけてどういう生活を実現したいかに関する相談援助などに充てるべきである。

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1. はじめに .....                      | p3  |
| 2. 金銭管理にかかる支援の現状.....              | p4  |
| (1) 支援を必要とする高齢者の数                  |     |
| (2) 金銭管理支援を必要とする場面                 |     |
| (3) 既存の制度やサービス                     |     |
| 3. 日常生活自立支援事業による日常的な金銭管理支援の課題..... | p14 |
| (1) 受け皿の不足                         |     |
| (2) 現金取り扱いにかかる事務の煩雑さ               |     |
| (3) 現金取り扱いに伴うリスク                   |     |
| 4. 電子マネー活用による課題解決の可能性.....         | p22 |
| (1) 日常的な金銭管理のキャッシュレス化              |     |
| (2) キャッシュレス化により予想されるメリットとデメリット     |     |
| (3) サービスの具体的なイメージ                  |     |
| 5. おわりに .....                      | p28 |

# 1. はじめに

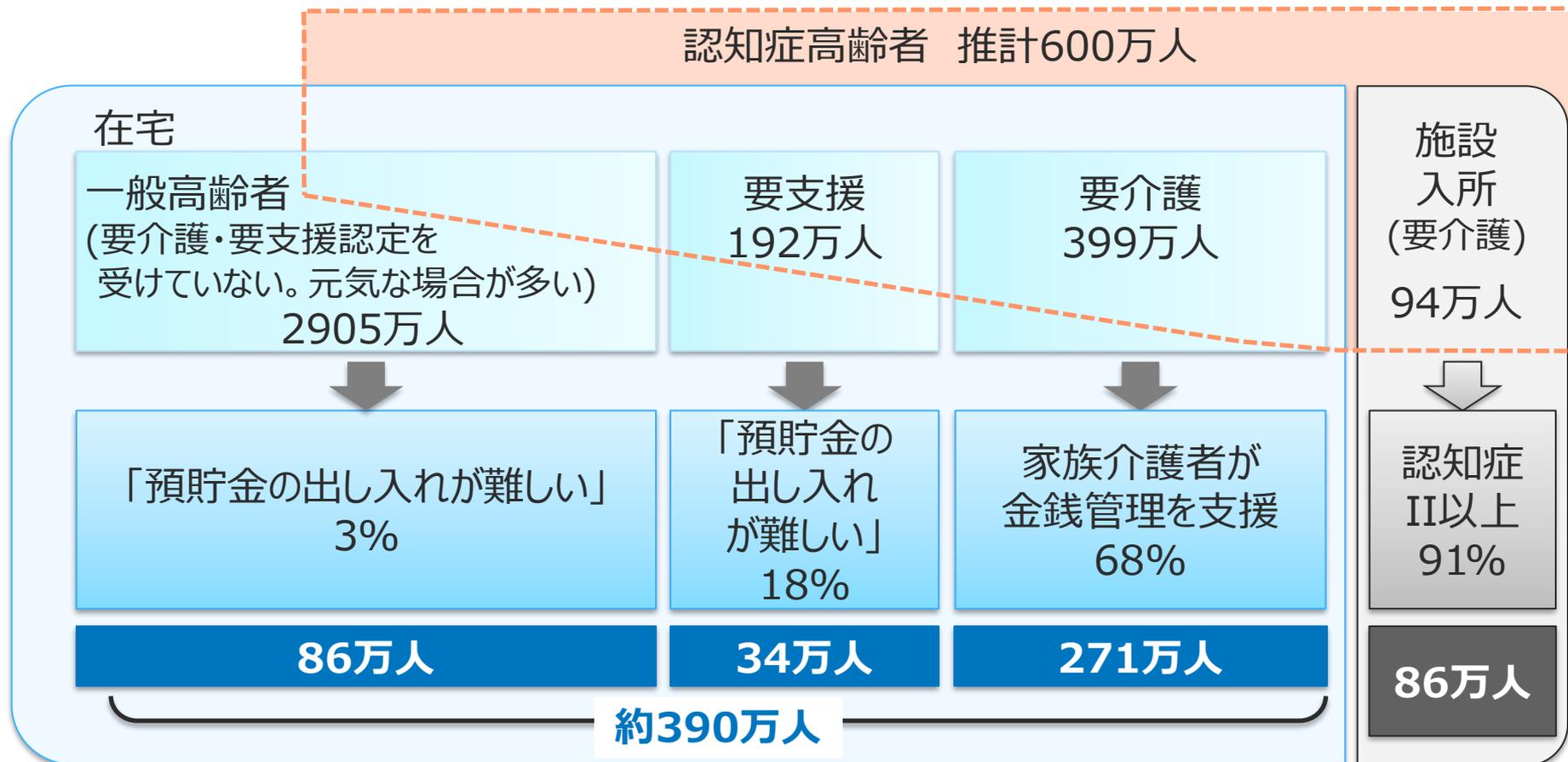
- 認知症高齢者は増加しており、認知症の症状により金銭管理が難しくなることは多い。認知症と診断されなくても、預貯金の出し入れや請求書の支払いなどが難しくなる高齢者も少なくない。
- これまでは親族が金銭管理を支援することが多かったが、支援できる親族がいない高齢者の数が増加している。高齢者の在宅生活を支えるうえで金銭管理にかかる支援の拡充が必要だが、既存の公的制度や民間サービスには課題がある。
- 本稿では、特に日常的な買い物などの生活費の管理に着目する。既存の支援ではお金を渡すための訪問が相談援助の機会を兼ねているものの、現金主義による課題も多く、サポートする側の供給制約も生んでいる。現金の取り扱いにかかる負担を軽減することは、事務とリスクを軽減し、支援対象者を拡大したり、支援の質を高めたりする可能性がある。
- 本稿では、日常的な金銭管理の課題を整理するとともに、そのキャッシュレス化の可能性を検討する。

## 2. 金銭管理にかかる支援の現状

- (1) 支援を必要とする高齢者の数
- (2) 金銭管理支援を必要とする場面
- (3) 既存の制度やサービス

# 金銭管理支援を必要とする高齢者のボリューム

■ 認知症等により金銭管理に支援を必要とする高齢者は約480万人、うち約**390万人が在宅**と推計される(2022年9月時点)



(資料)複数自治体の日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス施設・事業所調査などをもとに日本総合研究所推計

# 在宅で暮らす高齢者と施設に入所する高齢者との比較

在宅生活は施設生活に比べて金銭管理の自由度もリスクも大きい

| 在宅生活  | 施設介護  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃・光熱水費などは自動引き落としにする場合が多いものの、そうでない場合には、<b>滞納</b>が発生するリスクもある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>住まい・介護・生活支援などが<b>一体的に提供</b>され、その費用は<b>自動的に引き落とし</b>される場合が多い。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>食事の形は、自炊、配食サービス、訪問介護(ヘルパーによる調理)、外食など多様。自炊や外食は<b>都度支払い</b>が生じる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>住まいや介護とともに食事も提供され、費用は同時に引き落とされる。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>介護や生活支援をどう組み合わせるかは本人がケアマネジャー等と<b>相談して決める</b>。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所する施設を選択する時点でサービスの内容はある程度<b>決まっている</b>。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>必需品と嗜好品にどれだけお金をかけるのか、自分自身で決める必要がある。</li> <li>例えば、定期購入契約と気づかずに通信販売で買い物をしてしまうなど、<b>消費者被害</b>に遭っても気づかないリスクがある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>嗜好品（おやつ、理美容、レクリエーション材料費など）は別途費用が発生する。</li> <li>金銭管理を支援できる親族や後見人がいない入所者のために月1,000～3,000円程度で「<b>預り金管理</b>サービス」を提供する施設もあり、嗜好品の費用は預り金から支出。</li> <li>身元保証団体の利用を求められる場合も。</li> </ul> |

リスクの高い在宅高齢者に着目

# 金銭管理ニーズを押し上げる要因

■ 認知症高齢者の増加、在宅で最期を迎える人の増加、子がない人の増加などの要因が重なって、金銭管理ニーズの増大が予想される

2020年から2040年へのニーズの増加

判断能力  
が乏しい

認知症高齢者  
602万人⇒802万人  
33%増

生活の  
なかで  
金銭管理  
や手続きが  
必要な場面  
が発生する

支援・  
代理  
してくれる  
人がいない

最期まで在宅で  
過ごす高齢者  
18万人⇒35万人  
94%増

子がない50歳以上  
801万人⇒1157万人  
44%増

独居  
高齢者  
672万人  
⇒896万人  
33%増

(資料) 日本総合研究所推計

# 認知症の症状と金銭管理

認知症の症状によって金銭管理が難しくなる場面は多様。

## 関連する認知症の症状

## 金銭管理に影響する場面(イメージ)

### 中核症状

#### 記憶障害

##### 長期記憶障害

##### エピソード記憶障害

- その商品を買ったことを忘れて、同じ物を購入する
- 請求書が届いていたことを忘れて、支払いを滞納する

##### 手続き記憶障害

- お金を数えて財布から出すことができない
- ATMを操作できない

##### 短期記憶障害

- 財布を置き忘れる

##### 見当識障害

- 銀行やお店までの道順が分からない、迷子になる

##### 実行機能の障害

- 予定を立て、財布を持って外出する手順ができない

##### 判断力の低下

- 必要な量を超えて買う、使わないものを買う

### 周辺症状「認知症の行動・心理症状(BPSD)」

#### 妄想、不安

- お金や通帳を隠してしまって紛失する（見つからない）
- 失敗を恐れて行動できない

(資料)樋山雅美ら(2021)、町田久見子ら(2006)、島根県歯科医師会資料などをもとに日本総合研究所作成

## 高齢者の生活の中で金銭管理能力を必要とする場面

- 地方自治体は高齢住民のニーズを把握するための調査のなかで、以下の3つの金銭管理の場面について尋ねている。
- 日常的な金銭管理である「請求書の支払い」「預貯金の出し入れ」に加え、「書類作成」などの手続き能力も金銭管理に必要となる。  
 (例) 給付金の受給、高額介護合算療養費の申請

### 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 における金銭管理に関する調査項目

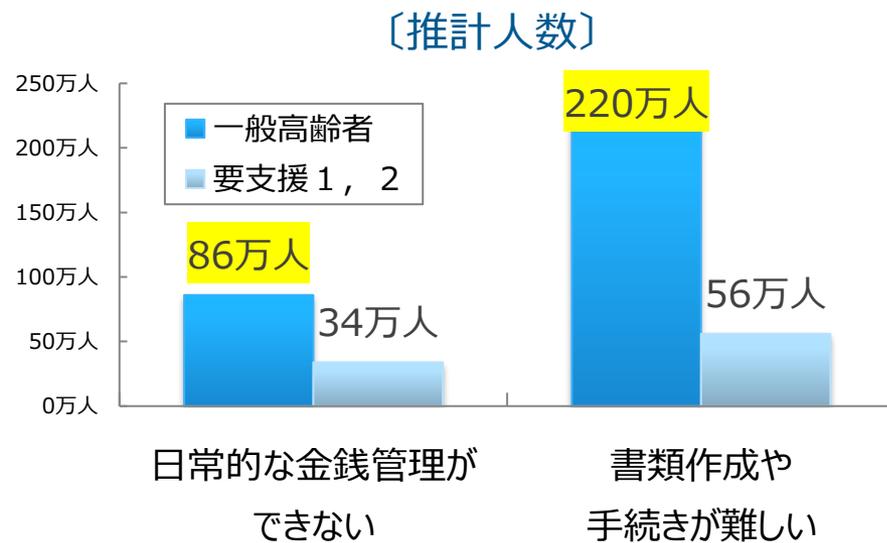
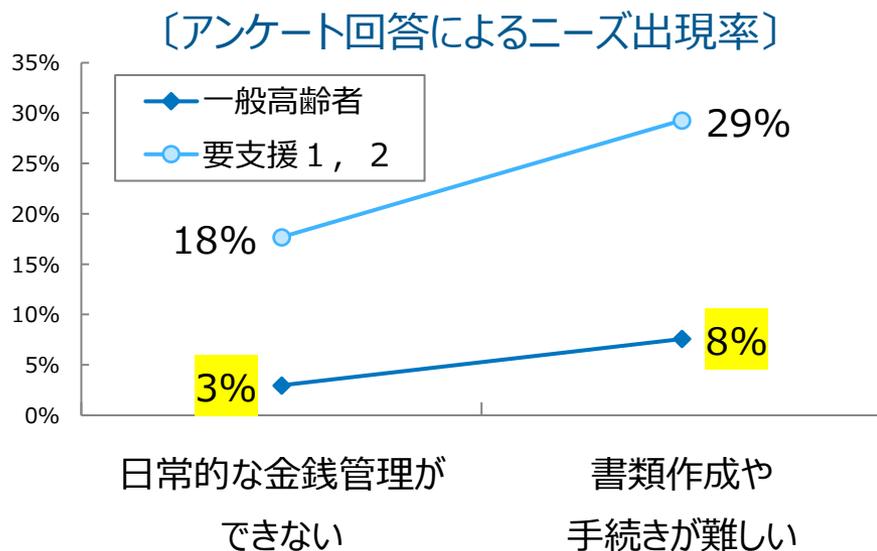
| 設問                          | 選択肢                                      |
|-----------------------------|--|
| 自分で請求書の支払いをしていますか           | 1. できるし、している<br>2. できるけどしていない<br>3. できない |
| 自分で預貯金の出し入れをしていますか          | 1. できるし、している<br>2. できるけどしていない<br>3. できない |
| 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか | 1. はい<br>2. いいえ                          |

(資料) 厚生労働省老健局『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き』2019年

# 比較的元気な高齢者でも金銭管理が難しい場合がある

- 認知症と診断されていなくても、預貯金の出し入れ、請求書の支払いなどの日常的な金銭管理が難しい人がある。
- 一般(元気)高齢者の3%(86万人)は日常的な金銭管理が難しい。
- 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けない人は一般(元気)高齢者の8%(220万人)。

要支援高齢者・一般高齢者における金銭管理ニーズ(2022年9月時点)



(資料)出現率は複数自治体が2019年12月から2020年3月に実施した日常生活圏域ニーズ調査をもとに日本総研推計。人数は2022年9月末時点の介護保険事業状況報告に基づき算出した。

# 既存の支援の概要

| 制度・サービス        | 対象者・現在の利用者数  | 支援内容や費用   |
|----------------|--|---|
| 成年後見制度         | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人（契約ができない人） <b>24万人</b>             | 代理権や同意権・取消権が付与された後見人等が <b>財産管理</b> や身上監護を行う。<br>後見人となるのは、親族、司法書士等の専門職、民間団体など。<br>後見人の報酬が月1～2万円、後見監督人が選任される場合はその報酬が月1～3万円。   |
| 日常生活自立支援事業     | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なものの、事業の利用開始に必要な契約は理解できる人 <b>5万人</b> | 社会福祉協議会が <b>福祉サービスの利用援助</b> を行う。福祉サービスの利用料支払いの支援に <b>付随して</b> 、預金を払い戻して生活費を手渡すなどの <b>日常的な金銭管理</b> の支援も行う。1回の利用料が約1200円の訪問支援を月1～2回利用することが多い。通帳等を預ける場合の保管料は月額500～1000円程度。                 |
| 弁護士等や民間団体による支援 | 認知機能の低下に関わらず自身で金銭管理を行うことが不安な人                                    | 民間支援団体や弁護士等と <b>任意後見</b> 契約を締結する方法、民法上の <b>事務委任</b> 契約を締結する方法、 <b>預託金</b> からの支払いを委任する方法などがある。<br>価格はさまざまだが、月額数千円から数万円の定額利用料と、現金を届けるなどの支援の際に都度発生する費用とが設定されていることが多い。<br><b>⇒価格については次頁</b> |

# 民間団体による金銭管理の初期費用の例

初期費用として数十万～百万円以上かかる団体も多い

## 民間団体による金銭管理支援にかかる費用の例

| 認定NPO法人A |      | 初年度に必要なお金の目安（下表の合計） |        |  | 約132万円                              |
|----------|------|---------------------|--------|--|-------------------------------------|
|          | 入会時  | 預託金                 | 毎年     |  | 備考                                  |
| 会費       | 82万円 |                     | 1.1万円  |  |                                     |
| 金銭管理     |      |                     | 15.8万円 |  | 提携先の弁護士事務所に通帳等を預け、支払代行を依頼する場合       |
| 生活支援     | 11万円 | 22万円                |        |  | 生活費を届けるなどの場合、1時間あたり1,100円を預託金から充当   |
| 一般社団法人B  |      | 初年度に必要なお金の目安（下表の合計） |        |  | 約56万円                               |
|          | 入会時  | 預託金                 | 毎年     |  | 備考                                  |
| 会費       | 31万円 |                     | 1万円    |  |                                     |
| 金銭管理     |      |                     | 2万円    |  | 預託金から月々の生活費を渡す                      |
| 生活支援     |      | 22万円                |        |  | 1時間あたり2,200円。20枚で22,000円のチケットを購入する。 |
| 公益社団法人C  |      | 初年度に必要なお金の目安（下表の合計） |        |  | 約22万円                               |
|          | 入会時  | 預託金                 | 毎年     |  | 備考                                  |
| 会費       | 15万円 |                     | 6万円    |  |                                     |
| 金銭管理     |      |                     | 1.2万円  |  | 預託金からの支払い                           |
| 生活支援     |      |                     |        |  | 1時間あたり3,300円                        |

(資料)各団体の公表資料から日本総合研究所作成

# 日常的な金銭管理から見た既存の支援のメリットとデメリット

| 制度・サービス  | メリット   | デメリット   |
|--|--|---|
| 成年後見制度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所が監督しており利用者の権利擁護の仕組みが強い</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力がある場合は利用できない</li> <li>基本的に亡くなるまで支援が続く</li> <li>月数万円の費用が終生にわたり発生する</li> <li>日常的な金銭管理で「ちょっとした支援」が必要な人にとって重厚すぎて使いづらい</li> </ul> |
| 日常生活自立支援事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>比較的安価である</li> <li>利用を終了することが可能（施設入所時に解約）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>社協の人員制約により待機者が生じている</li> <li>現金授受を伴う事務が煩雑</li> <li>利用者の金銭を私的に流用するなどの不適切な事案が繰り返し発生している</li> </ul>                                 |
| <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; display: inline-block;">使いやすい日常生活自立支援事業に着目する</div> |  |   |
| 弁護士等や民間団体による支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力に関わらず利用できる</li> <li>契約内容に応じて柔軟な対応が可能</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>費用が高額な場合が多い（初期費用が10万円から100万円程度）</li> <li>預託金や前払金が流用されるリスクがある</li> <li>団体の信頼性や持続可能性を利用者が見極めることが難しい</li> </ul>                     |

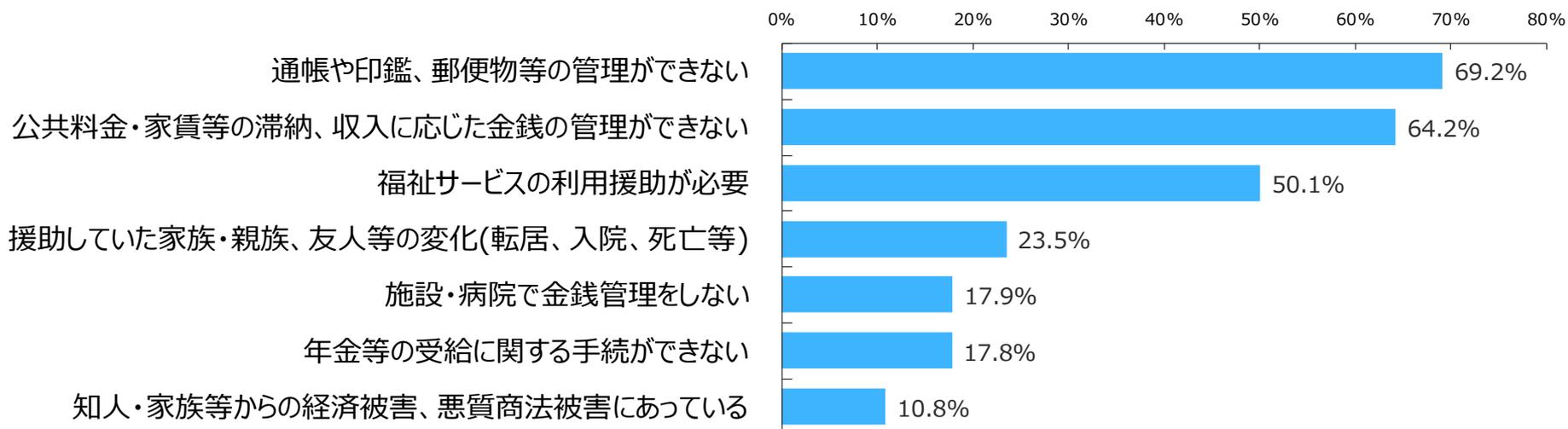
## 2. 日常生活自立支援事業による 日常的金銭管理支援の課題

- (1) 受け皿の不足
- (2) 現金取り扱いにかかる事務の煩雑さ
- (3) 現金取り扱いに伴うリスク

# 日常生活自立支援事業の利用者のニーズ

- 日常生活自立支援事業の主たる支援は福祉サービスの利用援助。
- しかし、福祉サービスの利用にかかる課題よりも、通帳や印鑑の管理、家賃の滞納など金銭管理の課題を抱えている人の方が多い。  
⇒金銭管理が日常生活自立支援事業の重要な部分を占める。

## 日常生活自立支援事業の利用者が抱えている課題



(資料)全国社会福祉協議会『令和2年度日常生活自立支援事業利用状況調査』

# 日常生活自立支援事業の支援のイメージ

## 支援者が把握・確認すること

### 郵便物

請求書が届いていないか

滞納は発生していないか

必要な手続きが生じていないか  
(例：特別定額給付金)

### 生活の様子・利用者との会話

困っていることはないか

福祉サービスに不満はないか

判断能力の状況

誤って買い物をしていないか  
(例：通信販売の定期購入契約)

怪しい人が出入りしていないか  
(例：訪問販売や詐欺)

## 支援者が行うこと

- 銀行振込
- 現金を下ろして支払い

- 返済計画の作成・返済支援

- ケアマネジャーなどと連携のうえ手続きを支援する

- 関係機関との連携・支援

- サービス事業者との調整

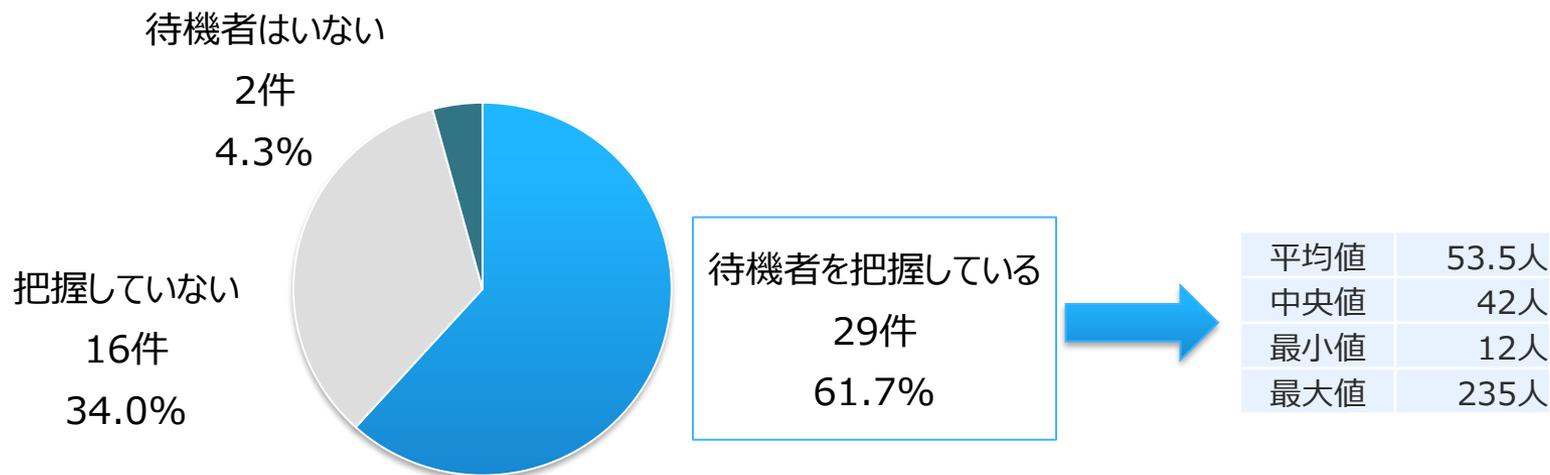
- 成年後見制度の利用の検討

- クーリングオフや解約の手続き
- 本人との話し合い

## 日常生活自立支援事業の利用者数と待機者

- 利用者数は56,634人、うち21,896人が認知症高齢者等(2022年9月)
- 2021年度の新規契約件数は10,830件：  
初回相談の31.7%、相談・問い合わせ全体に対しては0.5%。
- 都道府県のうち6割は、平均53人の待機者が発生している
- 認知症高齢者の利用期間は平均4年1ヵ月

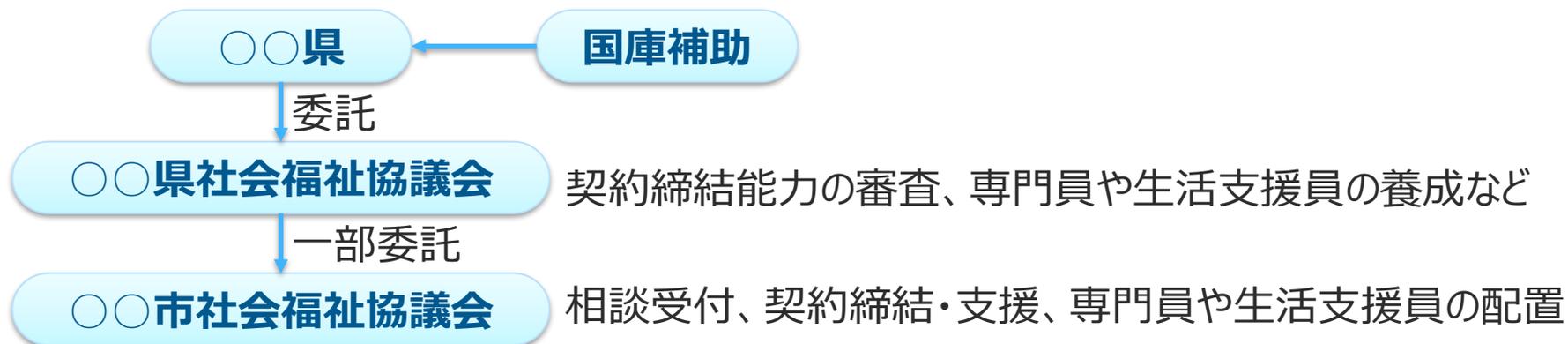
### 日常生活自立支援事業の待機者の状況（都道府県単位）



(資料) 日本社会福祉士会『日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業報告書』、2021年3月

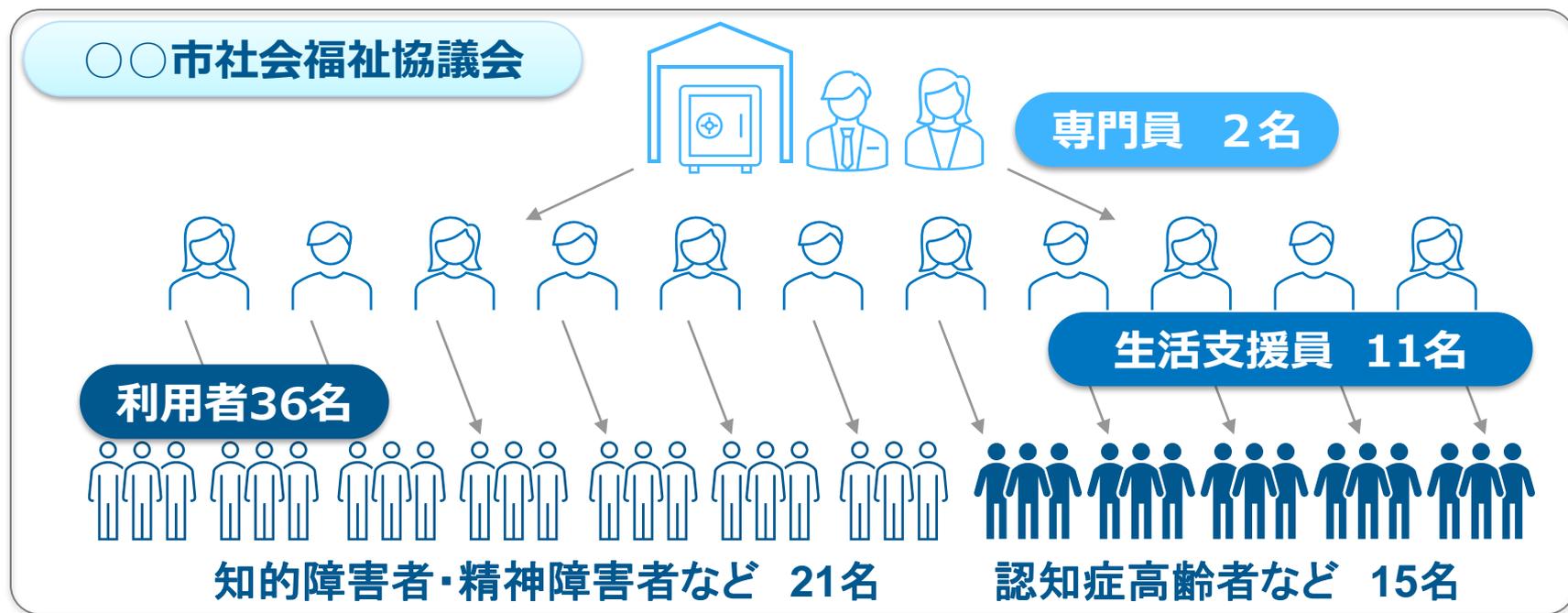
## 日常生活自立支援事業の構造

- 都道府県・指定都市が都道府県・指定都市社会福祉協議会に日常生活自立支援事業を委託（国庫補助率 2 分の 1）
- 都道府県等社協はその一部を市区町村社会福祉協議会等に委託
- 1,539の市区町村社会福祉協議会に所属する3,544人の専門員と16,333人の生活支援員が55,717人の利用者を支援（うち認知症高齢者等22,892人）（※2020年3月時点）
- 専門員：社会福祉協議会の常勤職員。兼務の場合も多い。
- 生活支援員：半日～数日程度の研修を受けた地域住民。社会福祉協議会の非常勤職員として雇用契約を締結。



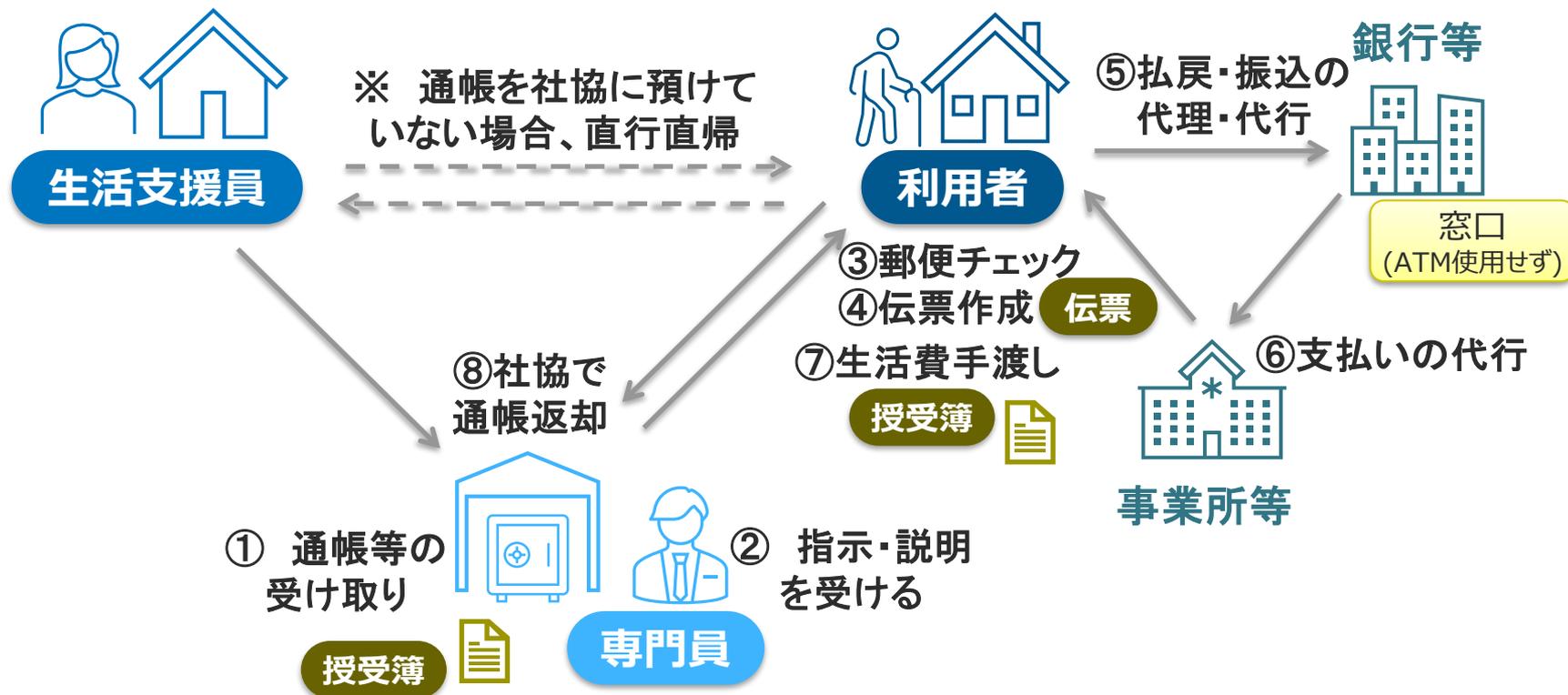
## 日常生活自立支援事業の支援体制 (平均像)

- 平均2人の専門員(社協職員、兼務の場合も多い)が11人の生活支援員(研修を受けた地域住民、非常勤職員)とともに36人の利用者(うち15名が認知症高齢者)の支援にあたる。
- 1年間に7名が死亡・施設入所・成年後見制度への移行などにより契約終了する⇒余裕ができた分、新規利用者の受け入れが可能に。



# 日常生活自立支援事業の支援の動線

- 本人が通帳管理できない場合、社会福祉協議会で預かっている通帳を生活支援員が受け取り、利用者宅で払戻伝票・振込伝票を作成して、利用者の代理・代行として金融機関で手続きを行う
- 払い戻した現金(例：1日1000円×2週間分)を生活費として手渡す



## 不適切事案の発生

- 厚生労働省から事務連絡『日常生活自立支援事業の適正な実施の徹底について』(2021年12月)が発出されている
- これまで発生した事案
  - ① 意図的な着服や流用
    - 架空の名目で利用者口座から現金を引き出す
    - 利用者本人に渡すべき日常生活費の受領証に偽のサインをして着服する
    - 判断能力が不十分な利用者からお金を借りる
  - ② 不注意によるとみられるもの
    - 介護サービスの利用料を支払うために現金を引き出し、支払う前に紛失
    - 計上漏れによって帳簿と残高が合わなくなった
- 本人に手渡す生活費を事前に口座から引き出しておき、訪問当日まで社協の金庫に現金を保管しておく⇒流用や紛失のリスク

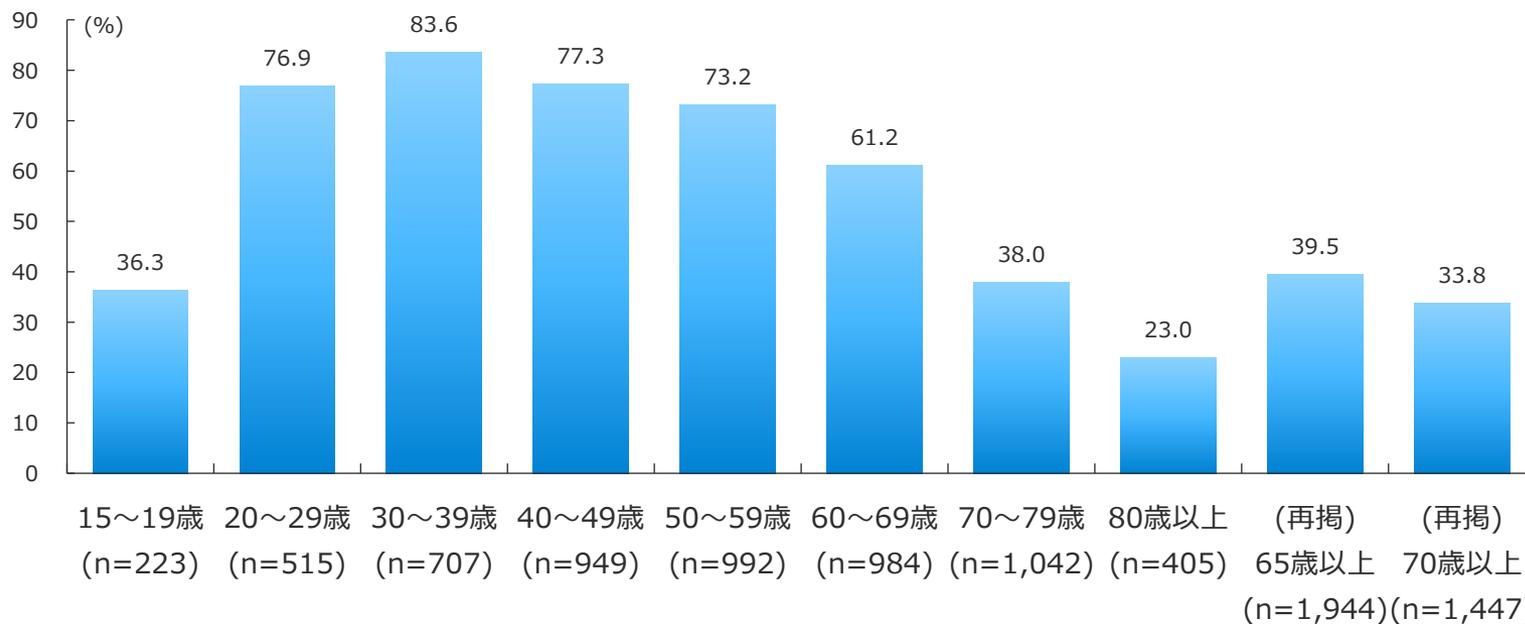
### 3. 電子マネー活用による課題解決の可能性

- (1) 日常的金銭管理のキャッシュレス化
- (2) キャッシュレス化により予想されるメリットとデメリット
- (3) サービスの具体的なイメージ

## 日常的金銭管理のキャッシュレス化に向けて

- 事務負担とリスク軽減のためにキャッシュレス化を推進すべき
- 60歳代の6割以上、50歳代の7割以上はキャッシュレス決済の利用経験があり、2030年代に電子マネー等に慣れた世代が高齢期を迎える
- 生活費として電子マネーをチャージすることで日常的金銭管理から現金の授受を極力減らす

キャッシュレス決済の利用経験がある人の割合



(資料) 消費者庁『令和2年度消費者意識基本調査』

## キャッシュレス化された日常的金銭管理の対象となる生活費

- 食費・家事用品の購入のほか、衣類、教養娯楽、交通・通信費や保健医療サービスの一部については電子マネーで支払い可能。
- 平均的な単身高齢世帯の場合、電子マネーを活用した日常的金銭管理支援の対象となる支出は月額6万円程度になると推計される。

### 65歳以上の単身無職世帯の消費支出月額(2021年)と支払方法のモデル案

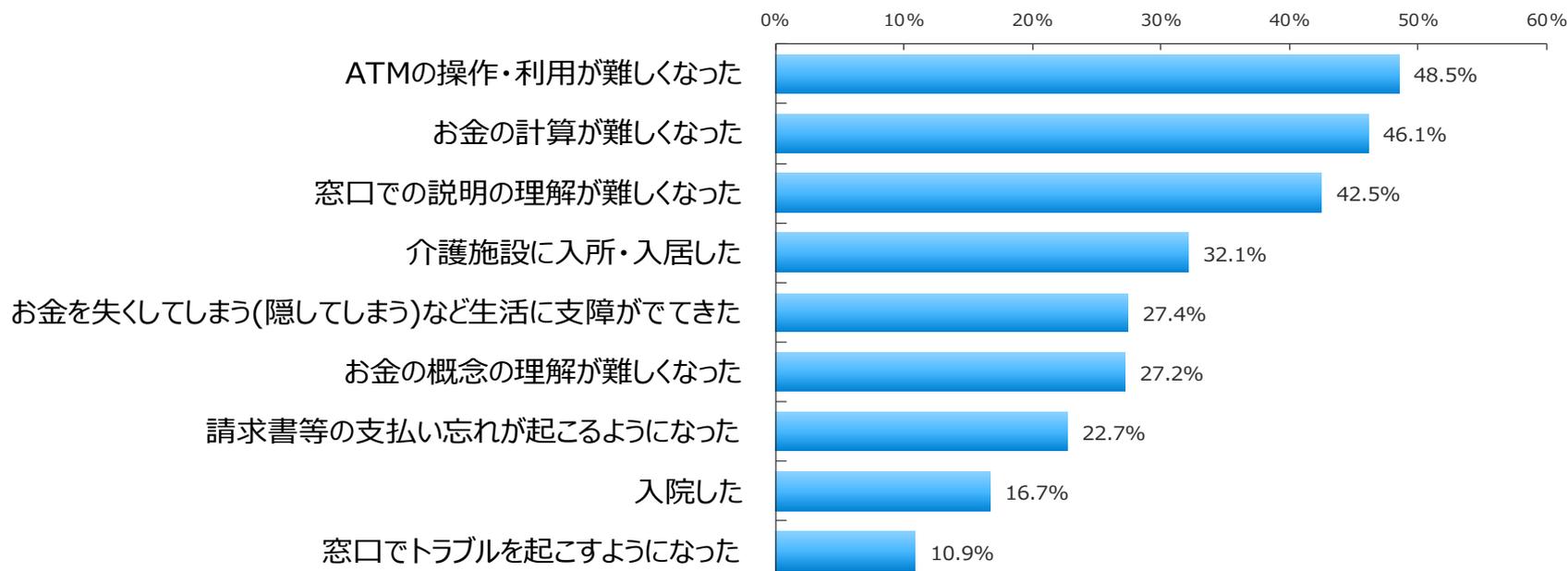
|         | 月平均額(円) | 支払方法(案)    | 備考                     |
|---------|---------|------------|------------------------|
| 食料      | 36,322  | 電子マネー      |                        |
| 住居      | 13,090  | 口座振替       |                        |
| 光熱・水道   | 12,610  | 口座振替       |                        |
| 家具・家事用品 | 5,077   | 電子マネー      |                        |
| 被服及び履物  | 2,940   | 電子マネー      |                        |
| 保健医療    | 8,429   | 電子マネー/現金   | 診療49%、医薬品22%、健康食品17%ほか |
| 交通・通信   | 12,213  | 口座振替/電子マネー | 交通費12%、自動車関係47%、通信費41% |
| 教養娯楽    | 12,609  | 電子マネー      |                        |
| 交際費     | 13,369  | 主に現金       | 香典・謝礼金・祝儀・親睦会費・町内会費など  |
| 仕送り金    | 387     | 口座振込       |                        |
| 諸雑費     | 15,394  |            |                        |

(資料)総務庁統計局『家計調査報告(家計収支編)2021年(令和3年)平均 結果の概要』  
 (注)内訳は、65歳以上の単身世帯の年間支出に基づく。大部分は無職世帯だが、勤労者世帯18%を含む。

## アプリによって高齢者の負担を減らそう

- 「お金の概念が理解できない」ため金銭管理支援を受けている人は3割弱で「ATMの操作」「お金の計算」の難しさが理由である人の方が多い。
- 電子マネーならびにこれと連動したアプリを活用することによって操作や計算の負担を軽減することができ、本人自身で金銭管理を行う可能性が広がる。

### 家族による金銭管理支援を開始したきっかけ



(資料)みずほ情報総研『認知症の人に対する家族等による預貯金・財産の管理支援に関する調査』2017年

## 予想される課題とその対処策

### ■ 方法の変更に伴う負担・抵抗感

- ⇒ 新たに日常生活自立支援事業を利用する人に、従来型(現金中心)の支援とキャッシュレスを併用した支援を提案することで徐々に移行する
- ⇒ その他のターゲット層の利用を促す
  - ✓ 日常生活自立支援事業の待機者
  - ✓ 制度対象外の人(認知機能が低下していない人、福祉サービス非利用者)
  - ✓ 日常生活自立支援事業の利用料を高いと感じる人

### ■ 現金を使う場面や人…全員・全ケースについて現金を用いる理由にはならない

- 熨斗袋に入れるお香典やお年玉、食事会などの割り勘
  - ⇒ 予定されている行事が多いため、前もって現金を用意すればよい
- 非対応店舗・飲食店
  - ⇒ 最初に使える店・使用方法を確認すれば、以降は使用できる
- 電子マネー利用経験がない人・若年の知的障害者
  - ⇒ 現金による支援という選択肢は残しておく必要がある

## キャッシュレス金銭管理支援サービスの例

### ■ True Link (米国)

- 米国で2012年に創業したTrue Link Financial, Inc.が2013年から提供
- 認知症高齢者、障害者、依存症患者など15万人以上が利用
- デビットカード・金銭管理。決済できない業種、決済できる店の指定等ができる
- 月額利用料\$12.00

### ■ Sibstar (英国)

- 英国で2020に創業したSibstarが提供している認知症高齢者向けのサービス
- 月、日ごとの利用上限額を設定できるほか、カードを使える場所を限定できる
- 初期費用 £4.99、月額利用料 £4.99

### ■ KAERU (日本)

- 日本で2020年10月に創業したKAERU株式会社が2022年5月から提供
- 認知症当事者とともに開発したアシスタント機能付きプリペイドカードサービス
- 日ごとに利用限度額を設定でき、使い過ぎを防ぐ
- 指定した店に近づくとアラートと買い物メモが表示される

- これまでは金銭管理が難しい高齢者は親族の支援を受けること多く、制度による支援を必要とする人は例外的だった。
- 今後は、認知症高齢者、子がない人や一人暮らし高齢者の増加によるニーズの増加が見込まれる。
- 要介護状態になっても在宅で生活を続けられるようになったため、利用者自身が生活のあり方やお金の使い方を選択・決定していかななくてはならない場面が人生の最期まで続く。
- 日常的な金銭管理をキャッシュレス化することで支援者の事務面の負担やリスクを減らし、利用者が何にお金をかけてどのような生活を実現したいのかを聞き取り、安心して自立した生活を続けられるよう支援していくべきである。

# 〔参考文献〕

- 岩手県『知的障がい者等金銭管理支援ガイドブック』平成28年3月（改訂：令和2年2月）
- 厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課、老人保健課、総務課認知症施策推進室『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き』2019年10月23日
- 島根県歯科医師会「歯科医院での認知症チェックシート」「認知症チェックシートの解説」
- 消費者委員会『身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告』2017年
- 東京家庭裁判所後見センター・東京家庭裁判所立川支部後見係『成年後見・保佐・補助申立ての手引』令和2年4月版
- 日本社会福祉士会『日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業報告書』2021年3月
- 萩沢友一「日常生活自立支援事業の課題と展望」『人間社会環境研究』32号、pp37-52、2016年
- 樋山雅美・江口洋子・松田有希子・成本迅「高齢者の購買行動と認知機能の関連」『国民生活研究』第61巻第1号、2021年7月
- 町田久見子・内田陽子・小谷弥生「認知症高齢者の買い物・金銭管理ケアプログラムにおける行動特性」『北関東医学』56(3)、pp 225-230、2006年

## 【ご照会先】

調査部・副主任研究員・岡元真希子（okamoto.makiko@jri.co.jp, 080-2406-1838）

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」「日本総研調査部Twitter」は  
 下記urlから登録できます（右のQRコードからもアクセスできます）。

新着レポートの概要のほか、最新の経済指標・イベントなどに対するコメントや研究員のコラムなどを随時お届け致します。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

[https://mobile.twitter.com/jri\\_eco](https://mobile.twitter.com/jri_eco)

### <メルマガ>



### <Twitter>



本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。